

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（公有財産の範囲及び分類）</p> <p>第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利</p> <p>七・八（略）</p> <p>2] 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第六十六条第一号に規定する短期社債）</p> <p>二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）（第三十二条ノ二に規定する短期商工債券）</p> <p>三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（第五十四条の</p> | <p>（公有財産の範囲及び分類）</p> <p>第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含み、短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第二条第二項に規定する短期社債等に係るものを除く。）、及び地方債証券（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録されたものを含む。）、並びに国債証券（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたものを含む。）その他これらに準ずる有価証券</p> <p>七・八（略）</p> <p>（新設）</p> |

三の二第一項に規定する短期債券

四 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一条第六項に規定する特定短期社債を含む。）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

3| 4| (略)

(債権)

第二百四十条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一・二 (略)

三 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和十七年法律第百一十号）又は国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規

2| 3| (略)

(債権)

第二百四十条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一・二 (略)

三 証券に化体されている債権（社債等登録法又は国債に関する法律の規定により登録されたもの及び短期社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記録されたものを含む。）

定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。

四〇七 (略)

第二百六十三条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険業法は、これを適用しない。

四〇七 (略)

第二百六十三条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険業法(平成七年法律第百五号)は、これを適用しない。